

前 金	部 分 払
有	0 回

令和元年度
環 施 第 1 号

津市一般廃棄物最終処分場内保全工事設計書

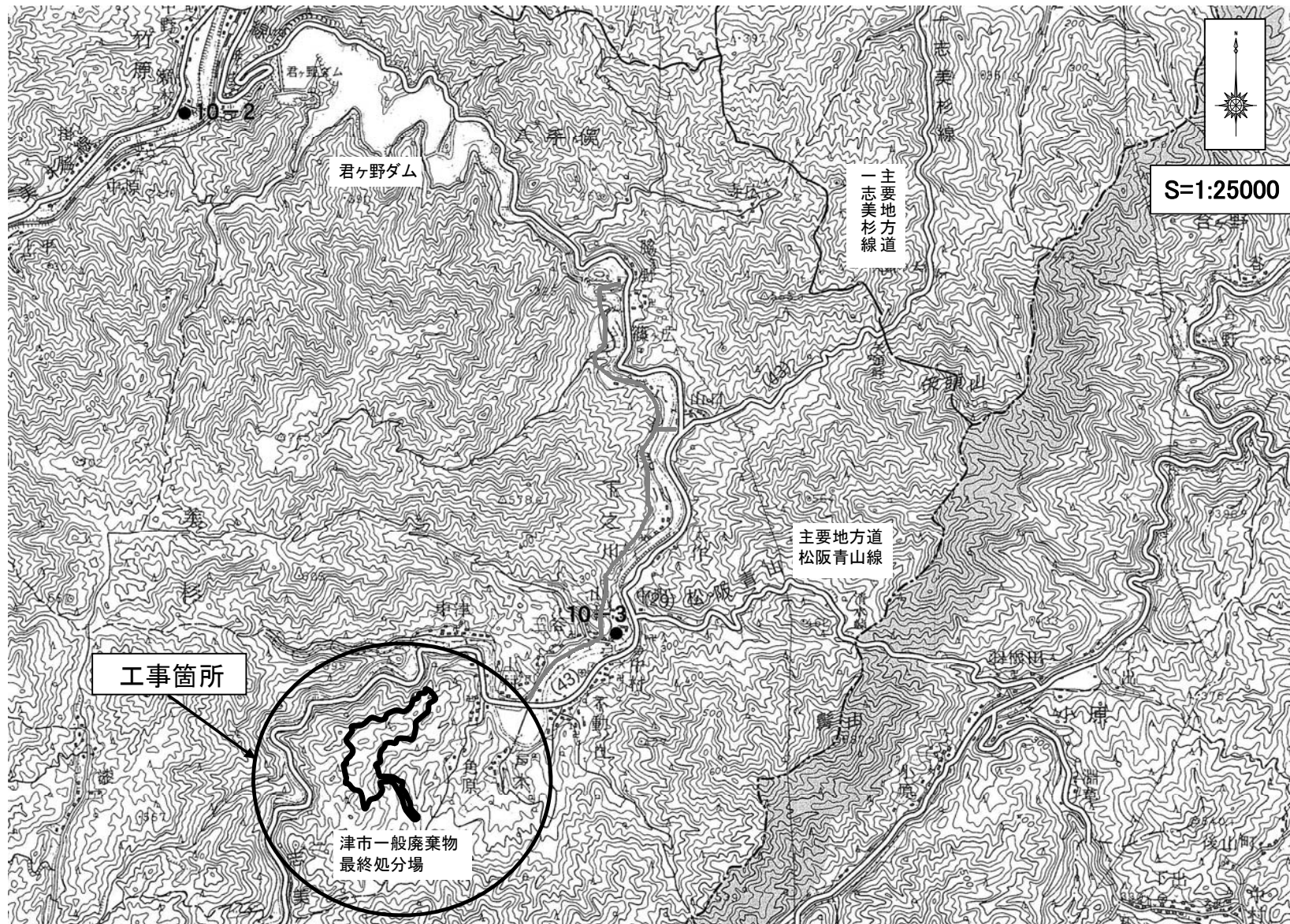
工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津 市
環境部環境施設課

令和 元 年度		環 施 第 1 号		工 事 設 計 書	
施工場所		津市美杉町下之川地内		理事	
				課長	
工事名		津市一般廃棄物最終処分場内保全工事		担当副参事	
				検算者	
設計額		(うち消費税等相当額)		担当主幹	
				設計者	
工 期		令和2年2月28日限り			
長	—		巾	—	
工 事 の 大 要					
コンクリート 473m3					

位置図

令和元年度 環施第1号
津市一般廃棄物最終処分場内保全工事



設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
施設整備				式				
					1.000			
		擁壁工		式				
					1.000			
		作業土工		式				第 0001 号 明細表
					1.000			
		路体盛土工		式				第 0002 号 明細表
					1.000			
		法面整形工		式				第 0003 号 明細表
					1.000			
		場所打ち擁壁工		式				第 0004 号 明細表
					1.000			
		雑工		式				第 0005 号 明細表
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
間接工事費								
共通仮設費								
		技術管理費		式				第 9001 号 明細表
					1.000			
		共通仮設費（率計上額）		式				
					1.000			
共通仮設費計				式				
					1.000			
純工事費				式				
					1.000			
現場管理費				式				
					1.000			
工事原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 作業土工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
掘削(施工パッケージ) 土砂 オープンカット 押土無し	m3				CB210100(0001)
		1,400.000			
土砂等運搬(施工パッケージ) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.1 km	m3				第0001号施工単価表
		1,430.000			
合 計					

第 0002 号 明細表 路体盛土工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路体 (築堤) 盛土(施工パッケージ)	m3				CB210510(0003)
		3,200.000			
合 計					

第 0003 号 明細表 法面整形工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
法面整形(施工パッケージ)	m2				CB220010(0004)
盛土部 法面締固め無し ㇿ質土、砂及び砂質土、粘性土		130.000			
合 計					

第 0004 号 明細表 場所打ち擁壁工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート(施工パッケージ)	m3				第0002号施工単価表
無筋・鉄筋構造物 24-8-25(20) 高炉 W/C=55%以下 小型車割増無し		473.000			
目地板(施工パッケージ)	m2				CB224710(0006)
瀝青繊維質目地板t=20		7.000			
型枠(施工パッケージ)	m2				第0003号施工単価表
一般型枠		760.000			
足場工(1)	掛m2				第0004号施工単価表
足場工(2)	掛m2				第0005号施工単価表

第 0004 号 明細表 場所打ち擁壁工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
支保工		空m3				第0006号施工単価表
合 計						

第 0005 号 明細表 雑工						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土砂清掃 側溝清掃		m				第0007号施工単価表
			132.000			
合 計						

第 9001 号 明細表 技術管理費					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事完了通知書等の作成及び手続	式				第0001号単価表
		1.000			
合 計					

土砂等運搬(施工パッケージ) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0.1 km					第 0001 号 施工単価表 1.000 m3 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土砂等運搬(施工パッケージ) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1.000			CB210110(0002)
合計	m3	1.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

コンクリート(施工パッケージ) 無筋・鉄筋構造物 24-8-25(20) 高炉 W/C=55%以下 小型車割増無し					第 0002 号 施工単価表 10.000 m3 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート(施工パッケージ) 無筋・鉄筋構造物 24-8-25(20) (高炉) W/C=55%以下 小型車割増無し	m3	10.000			CB240010(0005)
合計	m3	10.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

型枠(施工パッケージ) 一般型枠					第 0003 号 施工単価表 100.000 m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
型枠(施工パッケージ) 一般型枠	m2	100.000			CB240210(0007)
合計	m2	100.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

足場工(1)					第 0004 号 施工単価表 100.000 掛m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
とび工	人				
普通作業員	人				

足場工(1)					第 0004 号 施工単価表 100.000 掛m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ラフテレーンクレーン賃料 排出ガス対策型	日				
諸雑費	式	1.000			
合計	掛m2	100.000			
単位当り	掛m2	1.000	当り		

足場工(2)					第 0005 号 施工単価表 100.000 掛m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
とび工	人				

足場工(2)					第 0005 号 施工単価表 100.000 掛m2 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
普通作業員	人					
ラフテレーンクレーン賃料						
排出ガス対策型	日					
諸雑費	式	1.000				
合計	掛m2	100.000				
単位当り	掛m2	1.000	当り			

支保工					第 0006 号 施工単価表 100.000 空m3 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
土木一般世話役	人					

支保工					第 0006 号 施工単価表 100.000 空m3 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
型わく工	人					
とび工	人					
普通作業員	人					
諸雑費（仮設器材等費用）	式	1.000				
合計	空m3	100.000				
単位当り	空m3	1.000	当り			

土砂清掃 側溝清掃			第 0007 号 施工単価表 100.000 m 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
排水管清掃車運転費	時間				第0001号運転単価表
側溝清掃車運転費	時間				第0003号運転単価表
諸雑費	式	1.000			
合計	m	100.000			
単位当り	m	1.000	当り		

SJ0010 工事完了通知書等の作成及び手続					第 0001 号単価表 1 式 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事書類等の確認	式	1.000			第0002号単価表
工事完了通知書等の作成及び手続	式	1.000			第0003号単価表
打合せ	式	1.000			第0004号単価表
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0020 工事書類等の確認					第 0002 号単価表 1 式	当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	人					
合 計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

SJ0030 工事完了通知書等の作成及び手続					第 0003 号単価表 1 式	当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	人					
合 計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

SJ0040 打合せ		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

施工パッケージ単価一覧表						
単価コード	施工名称	単位	標準単価	積算単価	条件名称	条件値
CB210100(0001)	掘削(施工パッケージ)	m3			土質	土砂
					施工方法	オープンカット
					押土の有無	押土無し
CB210110(0002)	土砂等運搬(施工パッケージ)	m3			土質	土砂(岩塊・玉石混り土含む)
CB210510(0003)	路体(築堤)盛土(施工パッケージ)	m3				
CB220010(0004)	法面整形(施工パッケージ)	m2			整形箇所	盛土部
					法面締固めの有無	法面締固め無し
					土質	埴質土、砂及び砂質土、粘性土
CB240010(0005)	コンクリート(施工パッケージ)	m3			構造物種別	無筋・鉄筋構造物
					コンクリート規格	24-8-25(20)(高炉)
					水セメント比	W/C=55%以下
					小型車割増	小型車割増無し
CB224710(0006)	目地板(施工パッケージ)	m2			目地板の種類	瀝青繊維質目地板t=20
CB240210(0007)	型枠(施工パッケージ)	m2			型枠の種類	一般型枠

排水管清掃車運転費					第 0001 号 運転単価表
					1.000 時間 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般運転手	人				
軽油 一般用	リットル				
排水管清掃車機械損料	時間				第0002号運転単価表
諸雑費	式	1.000			
合計	時間	1.000			
単位当り	時間	1.000	当り		

排水管清掃車機械損料					第 0002 号 運転単価表
					1.000 時間 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
排水管清掃車機械損料[9欄]	時間				
排水管清掃車機械損料[11欄/(3欄/5欄)]	時間				
合計	時間	1.000			
単位当り	時間	1.000	当り		

側溝清掃車運転費					第 0003 号 運転単価表
					1.000 時間 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般運転手	人				
軽油					
一般用	リットル				

側溝清掃車運転費					第 0003 号 運転単価表 1.000 時間 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
側溝清掃車機械損料	時間				第0004号運転単価表
諸雑費	式	1.000			
合計	時間	1.000			
単位当り	時間	1.000	当り		

側溝清掃車機械損料					第 0004 号 運転単価表 1.000 時間 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
側溝清掃車機械損料[13欄]	時間				
合計	時間	1.000			

側溝清掃車機械損料				第 0004 号 運転単価表	
				1.000 時間	当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	時間	1.000	当り		

令和元年度 環施 第1号

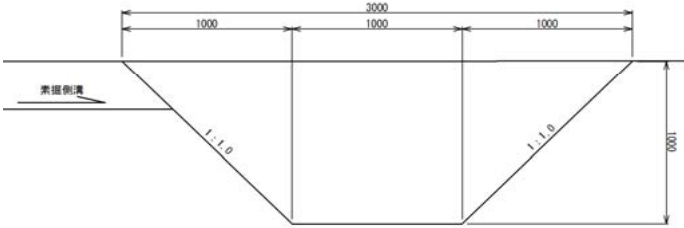
津市一般廃棄物最終処分場内保全工事

数 量 総 括 表

レベル1 : 施設整備

工 事 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
施設整備							
	擁壁工				式	1	
		作業土工			式	1	
			掘削		m3	1,400	
			土砂等運搬	土砂, 0.1km以下	m3	1,430	
		路体盛土工			式	1	
			路体(築堤)盛土	4.0m以上 敷均し+締固め	m3	3,200	
		法面整形工			式	1	
			法面整形工(盛土部)	土砂	m2	130	
		場所打擁壁工			式	1	
			コンクリート	24-8-25 一般養生	m3	473	
			目地材	t=20mm	m2	7	
			型枠	一般型枠	m2	760	
			足場工(1)		掛m2		

工 事 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			足場工(2)		掛m2		
			支保工		空m3		
		雑工			式	1	
			土砂清掃	底版土砂堆積部	m	132	
共通仮設					式	1	
	共通仮設費				式	1	
		技術管理費			式	1	
			工事完了通知書等の 作成及び手続		式	1	

数 量 計 算 書					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
擁壁工	作業土工	掘削	別紙作業土工平面図より $V = 1,433.9$	m3	1,433.9
		土砂等運搬		m3	1,433.9
	路体盛土工	路体(築堤)盛土	別紙土工計算書より $V = 3,253.5 - 5.0$ (不足分は他工事から流用予定)	m3	3,248.5
	法面整形工	法面整形工(盛土部)	釜場 (算出根拠図)  $((1.0 \times 1.0) + (3.0 \times 3.0)) / 2 \times 1.0 = 5.0$ $A = 0.3 \times \sqrt{2} \times 2 \times 135.9$ $+ (1.0 + 3) \times 1 \times \sqrt{2} / 2 \times 4$	m3	126.6

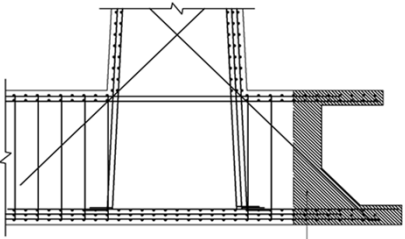
数量計算書

レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
	場所打擁壁工	コンクリート	24-8-25 (算出根拠図)		

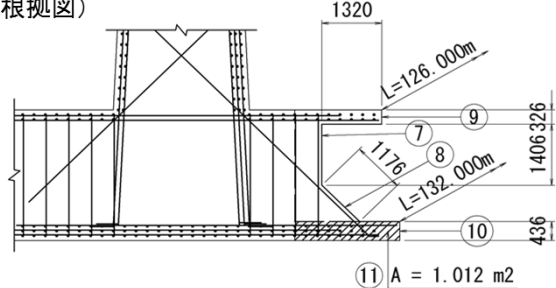
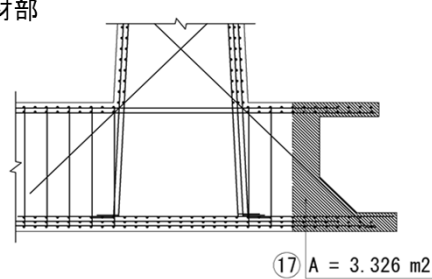
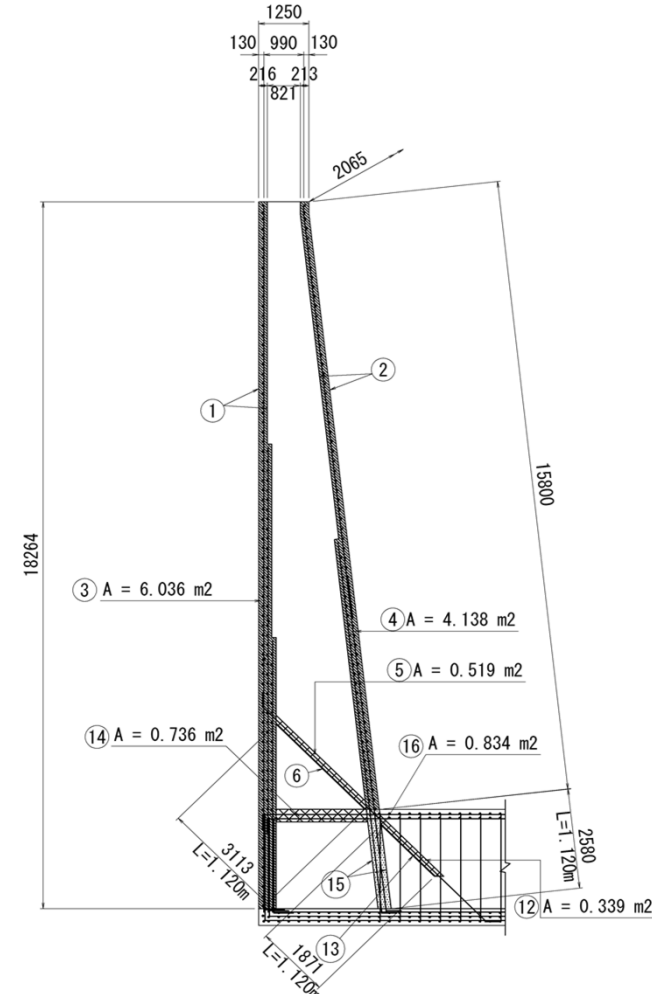
Technical drawing of a retaining wall cross-section. The wall is 132000mm wide at the base and 18700mm high. The top width is 129500mm. The wall thickness is 3000mm. The base is 34500mm from each side. The drawing includes dimensions for the wall, footing, and reinforcement (伸縮目地 t=20mm).

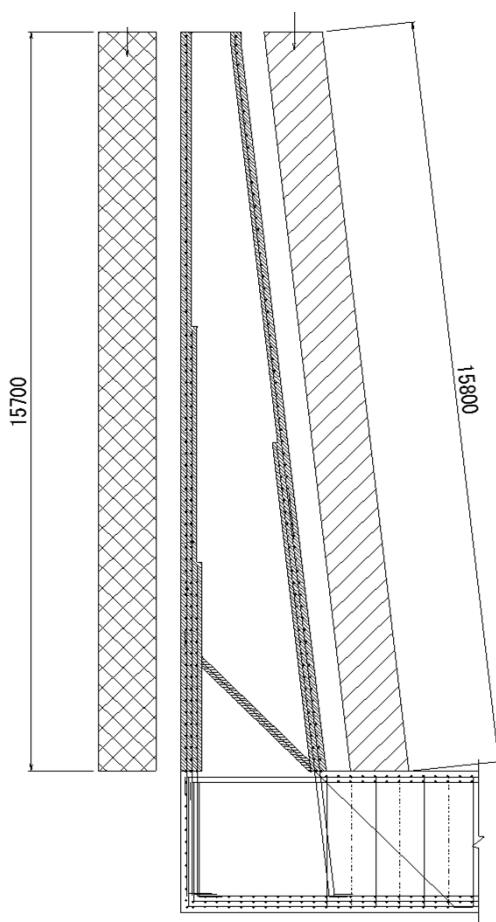
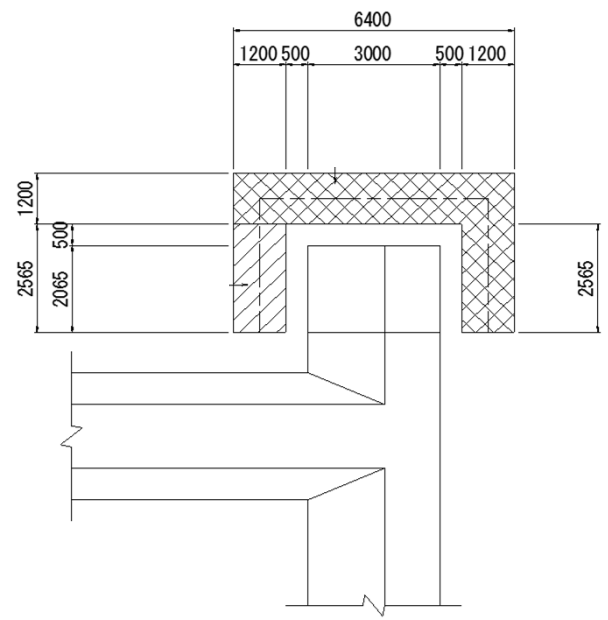
数量計算書

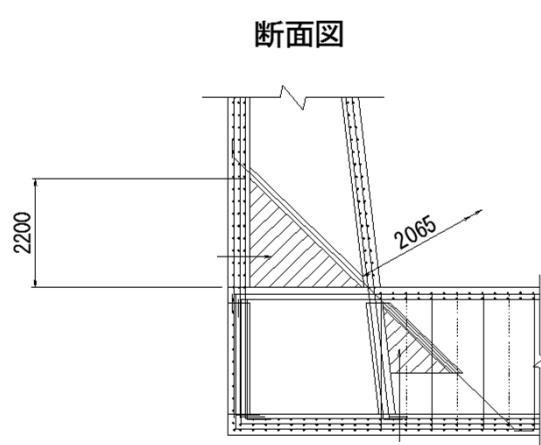
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
側壁		底版			
① $A = 6.036 \text{ m}^2$ ② $A = 4.138 \text{ m}^2$ ③ $A = 0.519 \text{ m}^2$ $L = 1.120 \text{ m}$ ④ $A = 0.736 \text{ m}^2$ $L = 1.120 \text{ m}$ ⑤ $A = 0.339 \text{ m}^2$ $L = 1.120 \text{ m}$ ⑥ $A = 0.834 \text{ m}^2$ $L = 1.120 \text{ m}$ ⑦ $A = 2.314 \text{ m}^2$ ⑧ $A = 1.012 \text{ m}^2$ ① $6.036 \times 2.065 \times 2$ m3 24.9 ② $4.138 \times 2.065 \times 2$ m3 17.1 ③ $0.519 \times 1.120 \times 2$ m3 1.2 ④ $0.736 \times 1.120 \times 2$ m3 1.6 ⑤ $0.339 \times 1.120 \times 2$ m3 0.8 ⑥ $0.834 \times 1.120 \times 2$ m3 1.9 ⑦ 2.314×126.000 m3 291.6 ⑧ 1.012×132.000 m3 133.6 目地控除 $3.326 \times 0.02 \times 2$ m3 -0.1 ΣV m3 472.6					

数 量 計 算 書					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
		目地材	t=20mm (算出根拠図)  ① A = 3.326 m2 ① 3.326 x 2	m2	6.7

数量計算書

レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
側壁		型枠	一般型枠 (算出根拠図)  底版  目地材部 ① 18.264 x 2.065 x 2 x 2 m2 150.9 ② 15.800 x 2.065 x 2 x 2 m2 130.5 ③ 6.036 x 2 m2 12.1 ④ 4.138 x 2 m2 8.3 ⑤ 0.519 x 2 m2 1.0 ⑥ 3.113 x 1.120 x 2 m2 7.0 ⑦ 1.406 x 126.000 m2 177.2 ⑧ 1.176 x 126.000 m2 148.2 ⑨ 0.326 x 126.000 m2 41.1 ⑩ 0.436 x 132.000 m2 57.6 ⑪ 1.012 x 2 m2 2.0 ⑫ 0.339 x 2 m2 0.7 ⑬ 1.871 x 1.120 x 2 m2 4.2 ⑭ 0.736 x 2 m2 1.5 ⑮ 2.580 x 1.120 x 2 x 2 m2 11.6 ⑯ 0.834 x 2 m2 1.7 ⑰ 3.326 x 2 m2 6.7 控除 (0.233+0.326) x 2.065 x 2 m2 -2.3 目地控除 (1.406+1.176+0.326+0.436) x 0.02 m2 -0.1 Σ A m2 759.9		
					

数 量 計 算 書				
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位 数量
		足場	断面図  (参考図) 	側壁
				掛m2
				掛m2

数 量 計 算 書					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
共通仮設費		支保工	(参考図)		
			 断面図 2200 2065 底版土砂堆積部 L = 132.0		
	雑工	土砂清掃		空m3	
	技術管理費	工事完了通知書等の 作成及び手続		m	132.0
				式	1

土 工 計 算 書

測点	距離	路体（築堤）盛土									
		断面積 (m2)	立積 (m3)	断面積 (m2)	立積 (m3)	断面積 (m2)	立積 (m3)	断面積 (m2)	立積 (m3)	断面積 (m2)	立積 (m3)
自 : No. 3		0.00									
至 : No. 3+14.000	14.00	17.20	120.4								
自 : No. 3+14.00		17.20									
至 : No. 4	6.00	15.70	98.7								
自 : No. 4		15.70									
至 : No. 5	20.0	24.70	404.0								
自 : No. 5		24.70									
至 : No. 6	20.0	23.20	479.0								
自 : No. 6		23.20									
至 : No. 7	20.0	22.80	460.0								
自 : No. 7		22.80									
至 : No. 8	20.0	24.60	474.0								
自 : No. 8		24.60									
至 : No. 9	20.0	25.00	496.0								
自 : No. 9		25.00									
至 : No. 10	20.0	25.80	508.0								
自 : No. 10		25.80									
至 : No. 10+6.00	6.0	34.00	179.4								
自 : No. 10+6.00		34.00									
至 : No. 10+8.00	2.0	0.00	34.0								
合計	148.0		3,253.5								

作業土工平面図



令和元年度 環 施 第1号

津市一般廃棄物最終処分場内保全工事

特 記 仕 様 書

総則

第1節 適用

この特記仕様書は、「令和元年度 環施 第1号 津市一般廃棄物最終処分場内保全工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

第2節 目的

本工事は、津市一般廃棄物最終処分場 (以下、「本施設」という。) の保全工事を行うことを目的とする。

第3節 工事概要

1. 工事名称

令和元年度 環施 第1号 津市一般廃棄物最終処分場内保全工事

2. 工事場所

津市 美杉町下之川 地内

3. 工事内容

本工事の主な内容は以下のとおりである。

擁壁工 1 式

(1)作業土工

(2)場所打擁壁工

(3)雑工

仮設工 1 式

工事完了通知書等の作成及び手続業務 1 式

第2章 特記仕様

第1節 一般事項

1. 本工事は、津市一般廃棄物最終処分場の敷地内で行うこととなる。そのため、敷地内では、施設の維持管理作業、廃棄物搬入車両や維持管理者の車両、施設見学者等の走行等があることから、安全対策を十分にを行い施工すること。また、上記車両の走行を優先させること。
2. 本施設内道路及び公道に汚損があつた場合は速やかに清掃、復旧すること。
3. 本工事は建築基準関係規定に適合している。工事着工前及び変更が生じたとき等許可申請及び届出等の必要な場合は、速やかに必要書類の提出を行うこと。また、本工事の施工にあたって関係機関及び官公署に対して、申請及び届出等の必要な場合も同様とする。
4. 本施設は、環境影響評価事後調査によるモニタリングを実施しているため、環境の保全について適正な配慮を行った施工を行うこと。
5. 発注者が事前に提出した各種届出書等の内容に変更が生じた場合は、届出に必要な書類を作成すること。

第2節 作業土工

1. 工事測量

- (1) 受注者は工事契約後、速やかに仮水準点の設置及び中心線、縦横断等を確認し、監督員に報告しなければならない（地形の確認）。なお、仮水準点を設置するための基準点は監督員の指示によること。
- (2) 用地杭、基準点、仮水準点及び重要な工事測量杭は、原則として移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合には、監督員の承諾を得て移設することができる。
- (3) 設置した丁張等について、監督員が施工上必要期間の保存を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。
- (4) 測量に使用する巻尺は、原則として鋼巻尺とすること。
- (5) 工事測量に要する費用はすべて受注者の負担とする。

2. 工事開始にあたり

- (1) 横断図に基づき、現状地盤を確認し、相違があれば監督員の立会いを受けること。
- (2) 工事を着工するにあたっては、足場等の仮設計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

3. 施工にあたり

- (1) 盛土材料は、監督員が指示する箇所の土砂を使用すること。
- (2) 掘削開始前及び完了後に現況地盤高の確認を行い、監督員の立会いを受けること。
- (3) 工事着工前に現場状況を確認し、必要に応じて、適切な仮設道路、敷鉄板の配置計画、土砂流出防止対策工等の計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (4) 工事着工前に、造成工事に使用する重機等を記載した施工計画を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (5) 盛土完了後の仕上げ面は、雨水が素掘排水へ流入するよう排水勾配を設けること。
- (6) 盛土の品質管理については、三重県公共工事共通仕様書に従い、締固め管理を行うこと。
- (7) 湧水がある場合は監督員と協議を行い、必要となる対策を実施すること。
- (8) 必要に応じて、降雨時の土砂の流出防止、法面保護対策を講じること。特に、ゲリラ豪雨等の大雨が予測される場合は、盛土面の養生等の対策を行うこと。
- (9) 構造物付近の転圧は、振動ローラ、タンバ等の小型転圧機により入念な締固めを行うこと。
- (10) 切盛土法面については、崩壊の危険予測を常に行い、安全に心掛けること。
- (11) 法面整形については、素掘排水が雨水流下による洗掘を防止するため十分な転圧を行うこと。また、素掘排水に雨水が溜水しないよう排水勾配を設けること。
- (12) 釜場からの排水先は、監督員と協議すること。
- (13) 設計に計上がない場合でも、雨水集排水施設が必要と判断される場合は、監督員と協議のうえ施工すること。

第3節 場所打擁壁工、雑工

- (1) コンクリート工事の施工は、三重県公共工事共通仕様書、公共建築協会・標準仕様書、日本建築学会・鉄筋コンクリート仕様書 (JASS5)、日本道路協会・道路橋示方書及び土木学会・コンクリート標準示方書に基づいて行うこと。
- (2) コンクリート打設は、作業体制・機材・打設手間・締固め方法をまとめた施工計画書を提出し、監督員の承諾を得てから施工すること。
- (3) 型枠は、設計図に基づき、現場での取り扱いに留意して施工図を作成し、監督員の承諾を得てから加工・組立を行うこと。
- (4) 型枠及び支保工は、十分な強度と剛性を有したものとし、型枠内の雑物等の除去に努めること。
- (5) 底版部の鉄筋下面の土砂清掃を行うこと。清掃によって発生した土砂の扱いについては、監督員と協議すること。

- (6) 既設鉄筋に汚れ等が付着している際は、清掃を行った後施工を行うこと。

第4節 仮設工

- (1) 工事着工前に作成した仮設計画は、工事の進捗にともない必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 工事を行うにあたり、必要となる水替えを行うこと。水替工については、雨水等の発生状況より、必要となるポンプを設置すること。また、必要に応じてポンプの台数の見直しを行うなど、経済性に配慮すること。
- (3) 水替工の排水先は、監督員と協議すること。

第5節 工事完了通知書等の作成及び手続業務

- (1) 本工事は計画通知を取得している。工事着手前に、計画通知等の書類の確認を行い、内容の把握を行うこと。
- (2) 受注者は設計変更を行うことはできるが、計画通知再取得及び設計変更図書を監督員に提出したうえで行うものとする。なお、これに係わる全ての費用は受注者の負担とする。
- (2) 建築基準法第5条の6第4項に定める工事監督者を配置し、工事の監理を行うこと。
- (3) 工事完了通知書等の必要書類の作成及び手続を行い、津市都市計画部建築指導課の完了検査を工期内に合格させること。

特記仕様書（共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	☒ 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に準じて行うものとする。 ☒ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に優先する。 ☒ 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。 ☒ 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	☒ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 ☒ 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 ☒ 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	☒ 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	☒ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に報告するものとする。 ☒ 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	☒ 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 ☐ 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 ☒ 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
工程	工程	☒ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
	関係機関協議	☐ 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。 ☒ 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。 ☐ 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。 ☒ 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。 ☒ 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 ☒ 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
	官公庁への手続き等	☒ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事中において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和元年7月

特記仕様書（共通編）

No.2

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	☐ 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 ☒ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
	民地の保全	☐ 官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、鋸、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 ☒ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
安全対策	工事中の安全確保	☐ 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 ☒ 資機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。 ☒ 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 ☒ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。 ☐ 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。 ☐ 工種（ ）について、事前に（ ）警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。 ☒ 現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 ☒ 現場において設置する仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 ☒ 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。 ☒ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。
	交通安全管理	☐ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。 ☐ 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。 ☐ 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。 ☐ 交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事中において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和元年7月

特記仕様書（共通編）

No.3

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	☒ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 ☒ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 ☐ 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。 ☐ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	☒ 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。 ☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） ☒ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。 ☒ 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、砕石（新材）等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。
	部分下請負通知書	☒ 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。 ☒ 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	☒ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和元年7月

特記仕様書（共通編）

No.4

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	☒ 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。 ＜名札の例＞ 主任・監理技術者 写 真 2cm×3cm 程度 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○建設株式会社 印 注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注２）所属会社の社印とする。
	部分使用	☐ 部分使用箇所（ ） ☐ 部分使用時期（ ） ☐ 部分使用目的（ ）
	部分引渡し	☐ 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 ） ☐ 部分引渡し時期（ ）
	巡回	☒ 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。
	その他	☒ 資機材等運搬車両へ、工事名、車両管理番号を記載したプレートを実業者が確認できる位置に掲示すること。 また、プレートは他工事と判別がつくようなカラー色を使用すること。 ☒ 工事車両の通行は地元車両及び歩行者を優先とし、対向時には徐行を行うこと。

(注) 上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	特記仕様書（施工条件明示一覧表）件 及 び 内 容	No.1
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ）	☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）	
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☒ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ 一般廃棄物最終処分場稼働時 ） 施工方法（ ）	
	☐ 工期	☐ 工期は、繰越手続きが完了後、（ 年 日） までに変更します。	
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）	
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議（ ） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議（ ）	
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ）	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他（ ）） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工時期（ ）	
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 配置人員数（ 人 ）（うち交通誘導警備員A（ 人 ）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ） ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）	
	☒ 近接施設等に対する制限	☒ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☒ その他（ 一般廃棄物最終処分場 ）） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）	
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）	
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	特記仕様書（施工条件明示一覧表）件 及 び 内 容	No.2
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☒ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☒ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☒ 安全施設（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ）	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 転用あり（回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）	
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工方法（ ）	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
残土・産業 廃棄物関係	☐ 残土処分（自由処分） ☐ 残土処分（指定処分・他工事流用） ☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 残土処分地（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 処分地の処理条件あり（ ☐ 押土整地 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
	工 事 支 障 物 件 関 係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ） ☐ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
☐ その他		☐ その他（ ）	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	特記仕様書（施工条件明示一覧表）件 及 び 内 容	No.3
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）	
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）	
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認		
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）	
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）	
	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）	
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）	
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）	
	☒ 盛土材等工事間流用あり	☒ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☒ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☒ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☒ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）	
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ）	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和 元年 7月 1日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。 （津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照） ☐ その他（ ）	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	特記仕様書（施工条件明示一覧表）件 及 び 内 容	No.4
監督の区分 （共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3）	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。	
入札・契約方式	☐ 入札時V E方式 ☐ 契約後V E方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にV E提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。	
電 子 納 品	☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☒ 電子納品対象外	☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県C A L S電子納品運用マニュアル（令和 元年 7月改訂）を適用	
産業廃棄物税	☐ 産業廃棄物税	☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。	
工事カルテ作成・登録	☒ 工事カルテ作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。	
建設副産物情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。	
工事実態調査	☐ 工事実態調査	☐ 発注者より工事実態調査の指示があった場合は、工事実態調査に協力すること。	
社会保険等未加入対策	☐ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☐ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。	
その他	☐ その他	☐ その他（ ）	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和元年7月

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。

- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項

津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書（三重県建設副産物処理基準）に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。ついては、再生砕石（RC-40）の使用にあたり下記に十分留意すること。

○ 再生砕石の納品伝票を保管し、伝票の写しもしくは納入日を記載した材料出荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。

搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐れがあることから、使用材料確認表（材料確認願）で確認を得た材料以外の再生砕石等の混入がないよう対策し、施工前に異常（異物の混入、軽量である等）を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

○ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、品質管理に注意し施工すること。

三重県公共工事共通仕様書 添付資料

4. 三重県建設副産物処理基準

第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用

2. 再生砕石（RC-40）の品質規格 参照

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。